

須賀川市

市民温泉指定管理者募集要項

令和8年2月
福島県須賀川市

指定管理者制度は、市が指定する民間事業者等に、施設の管理業務を代行していただく制度で、民間事業者等が有する発想やノウハウを活用し、サービスの向上と管理経費の縮減を図るものであります。

市民温泉を管理することができる民間事業者等を募集します。

1 応募対象者

応募対象者は以下の点に該当するものであること。

- (1) 税の滞納がないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

2 対象施設

市民温泉（須賀川市茶畠町71番地）

※詳細は「指定管理者応募のための施設概要」による。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 市民温泉の使用許可に関する業務
- (2) 市民温泉の維持管理に関する業務
- (3) その他、特に市長が必要と認める業務

4 指定予定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）

5 指定管理料上限額

14,533,000円

6 提出書類 各7部提出してください。（正本1部、副本6部、副本は写しも可）

- (1) 指定管理者指定申請書（別記様式）
- (2) 事業計画書及び収支計画書（別紙指定様式のとおり）
- (3) 定款、寄付行為又はこれらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項全部証明書。法人格のない団体にあっては、その構成状況を表す書類。
- (5) 経営状況に関する書類（直近の過去3年間のものを添付してください。）
 - ・法人は、貸借対照表及び損益計算書
 - ・その他の団体は、収支計算書
 - ・ただし、3年に満たない場合は直近まで
- (6) 市税に係る納税証明書（法人格のない団体は代表者の納税証明書）

〔注意〕

- ・上記のほか、須賀川市が必要とする書類の提出を求めことがあります。
- ・提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

7 応募書類の受付期間

令和8年2月4日（水）～令和8年2月13日（金）

平日（祝日を除く月～金）8：30～17：15 締め切り厳守

*本公司への申込みを希望する事業者は、上記の応募申込み書類に必要事項を記入のうえ、必ず持参で提出してください。

8 提出先・問合せ

須賀川市市民福祉部長寿福祉課

須賀川市八幡町135番地

Tel 0248-88-8116 Fax 0248-88-8119

9 選考の基準

- (1) 申請者から提案された事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく施設の管理が施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が施設の適切な管理、サービスの向上が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

10 選考方法

書類審査と面接審査により選考します。

なお、面接審査については2名以内の出席をお願いします。また、開催日時及び会場など詳細については、後日連絡します。

11 選考結果の通知

選考結果は、結果が分かり次第、速やかに文書にてお知らせします。なお、正式な決定は、議会の議決を受けた後（令和8年3月下旬）になります。その後、指定管理者と市との間で協定を締結することとなります。

12 その他

配付資料

- ・管理運営業務仕様書
- ・指定管理者応募のための施設概要
- ・指定管理者指定申請書
- ・その他 添付資料